

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 5年 6月 9日 (金) 午後 3時 59分～午後 4時 20分
場 所	第 2・第 3 委員会室
出席委員	◎阿比留義顯 ○塚本竜太郎  議 長 円谷 憲人 副議長 岡田 智佳  後藤浩一郎 桜田慎太郎 鈴木 清丞 中島 俊 林 伸司 平野 光一 福元 愛 古川 隆史 松本 寛道 村越 誠 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 浜田智香子 林 紗絵子
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (加藤 雅美)

午後 3時59分開会

○委員長 皆様おそろいようですので、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 早速協議に入ります。

決算審査についてを議題といたします。

資料1ですが、前回の議会運営委員会において協議いただいた際に御意見のあった、分割付託とした上で、決算議案のみを審議する日を設けるという案を加えたものとなります。この3つの日程案についての資料は、各会派の代表の皆様には事前にお示ししており、会派内の御意見を取りまとめていただいた上で本日の協議に臨んでいただくこととなっておりますので、この場で各会派の御意見を伺います。

それでは、柏清風さん、お願いします。

○後藤 分割付託案の1でまとまりました。

○委員長 公明党さん。

○林 私どもは1です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 私どもは、その2のほうです。ただ、いろいろその議論した中で、この意見要望の取りまとめというのが具体的に、特別委員会だと分かるわけです、今までやっていますから。ただ、そうじゃない場合、じゃ具体的にこの決算の意見要望の取りまとめがどんなふうに流れるんだろうかというのが、ちょっといまいち分からなかったんですね。その2ですけども、どちらにしろ日程がちょっと長くなるかそうじゃないかで、議運で取りまとめとかになっているので、これどういうふうにするのかというのが、もしこんな考えでというのがありましたら、ちょっと教えていただきたいなと思いました。以上です。

○委員長 それでは、ちょっとその件については後ほど、ちょっと事務局のほうから、もしあれば説明をお願いします。

市民サイド・ネットさん。

○松本 分割付託案その2です。

○委員長 その2。

みらい民主かしわさん。

○鈴木 分割付託案その2です。

○委員長 会派としては2つに分かれていますので、どちらかに寄っていただくことが必要なんですが、どうでしょう。多数決というのはあまり採りたくないという議会運営委員会のようなようですので、柏清風さんどうですか、その2に譲ってもいいとかありますか。

○後藤 うちもさんざん議論してその1でまとめてきたので、この場でちょっとその2というわけにはいきませんね。

○委員長 公明党さん。

○林 私どもは、1を一番最適だというふうに考えております。

○委員長 では、日本共産党さん。

○渡部 そもそもその決算審査の、今まで特別委員会をつくっていたというのは、当然ながら役割があって、みんなで特別にその日程をつくってしっかりと議論して、それでみんなで意見を出し合って、最後その意見をまとめて、決算審査の特別委員会として意見要望を上げたわけですよ。つまり十分に時間をかけてきたと思います。分割付託になってもやはり趣旨は同じで、しっかりと議論をすることが、議論をして次の予算に反映できるように意見要望も出していくことが必要なわけだから、私はどうしてこの日程的に延ばして、十分にその時間を取るということに反対されるのかというのが、ちょっと分からないんです。よく試行とか、まずはというけども、私たちこれで任期終わるわけですよ。今度9月からは新しい議員になる。そうしたら、ハラスメントの防止条例じゃないですけども、やっぱりしっかりしたものを次に、やっぱり引き継いでいかなきゃいけない、その責任があるんじゃないかと思えます。決まったことを、じゃ新しい議会になってすぐが変わるということもあまりないなと思って。そうしたら、最初から十分に時間を取って議論できるようなスケジュールで、今回はたまたまその定期監査で延びているようですけども、それがやっぱり私たちの責任じゃないかと思えます。以上です。

○委員長 はい。

○後藤 いいですか。さっき、今時間とそれから意見要望の取りまとめの2点について御指摘があったかと思うんですけど、時間は結構、それこそ決算の特別委員会を開いたときには20分という枠で慣例的にやっていたと思うんですけど、今回9月でこの常任委員会の中で分割付託決算をするという中では、これはおおむねなんですけども、9月というのは議案も少ないですよ、割かし。時間の制限というのにもかかりませんから、時間がないというのはちょっと違うんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。時間が取れないというところの意味ね。

○委員長 じゃ、共産党さん。

○渡部 度々ですみません。3月は予算で、予算をそれぞれの常任委員会で審査をしなきゃいけません。私ども、もう10時からやってほしいという要望を出していても、結構1時からになるときあるんですね。そうすると、終わりの時間ってやっぱり気にして、そんなに長い時間使っちゃ……言われませんかよ、もちろん。ちょっと長いでしょうみたいな雰囲気は感じるけど、言われることはありませんが、やはり最初から時間をその十分に確保しておくことのほうが私はいいし、大事なことだと思うし、かつては決算は時間制限なしでやっていた時代もありました。夜の8時とか、何か9時とか10時とかになったような記憶もありますが、かなり古い話だと思いますが、確かに経験をしています。時間がだんだん制限されちゃって、私たちもそれでいいのかなと思いつつ、ただ特別委員会ではほかの人の意見も聞きながら学んだり、いろんな意見にも反映させたりということをしてきました。それが、9月は議案が少ないから、そんなに時間のあれはないだろうというふうに、そうか

なあってちょっと思いました。

○委員長 ちょっと言っていていいですか。ちょっとその先に進めますんで。

市民サイド・ネットさん、いかがでしょう。譲れる余地はあるのかという点では。

○松本 その2のほうが優れていると思っています。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○鈴木 私自身は、どちらかというところと決算委員会をやるべきだと、しっかり決算は見ていくべきだという意見で、ただ会派でいろいろ議論した結果、その2に今まどまっております。そういう意味では、時間をしっかり取りたいという考え方でありまして。その1では、時間が保障されないというように思っております。以上です。

○委員長 なかなか難しい状況になってはいますが、御意見のある方どうぞ。

○後藤 時間に関しては、先ほど申し上げたとおりです。9月議会ですから、議案が少ない、まず。おおむねですよ、これ。その委員会の中で、十分に決算の時間を取れる。特別委員会のときには20分という慣例的な縛りがあったんで、議論は十分できると思いますよ、そっちのほうが。時間が取れると。それと、取りまとめ、要望の提出に関してはどういう流れになるのかというのは、ちょっとこれ全員で確認しておきたいですね。事務局かな。

○委員長 それでは、取りまとめの方法について、今事務局で想定されている範囲で結構ですので、ちょっとお願いします。

○議事課長 それでは、御説明をさせていただきます。

まず、意見要望につきましては、やはりその予算に反映させるというところで大事になってくるかなというところになってはいますので、予算とは違わせて、その部分はきちんと分割付託した上でも残した部分になってはいます。そちらの取りまとめの方法なんですけど、これから先きちんと整理をしていかなきゃいけないなというふうには思っておりますが、今の時点の話をしていただきますと、各会派から各委員会の議論を踏まえて意見要望を出していただき、それを今までと同じような形で事務局のほうでたたき案をつくらせていただいた上で、議会運営委員会のほうにお示しをして、そこでまた議論をしていただくというような流れを考えております。

また、この件につきましても、いろいろ御意見等ございましたら、いただければと思っております。以上でございます。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 今事務局のほうから、各会派から意見要望をとというお話ありました。そうすると無所属の議員さん、今まで特別委員会は無所属の方は入れませんでした。各会派からの意見取りまとめというところ、分割付託したら、もちろん無所属の方もその議論には参加をしているわけです。そういったときの無所属の方の意見というのは、どういうふうに扱おうというふうに現時点ではお考えなんでしょうか。

○委員長 事務局、お願いします。

○議事課長 今柏市議会、会派制を取っておりますので、今のところは会派という

ふうに考えておりますが、事務局としては考えておりますが、無所属さんということであれば、また議論をしていただければいいかなというふうに思っております。

○委員長 はい。

○後藤 無所属の方の意見の取りまとめ、要望の取りまとめという視点と、その前に分割付託をすることによって、無所属の方も常任委員会に所属しているわけですから、決算に入れるという利点もありますよね。まずもってね。それはちょっと頭の整理として言っておきます。

○委員長 ほかに御意見ありますか。（「委員外発言あり、なし」と呼ぶ者あり）委員外発言を求められていますが、どうしましょう……（「会派代表がいるじゃん」と呼ぶ者あり）会派、会派の人がいる。（「いいですか」と呼ぶ者あり）公明党さん、どうぞ。

○中島 今お話いただいた清風さんからのお話は、やはり尊重すべき。無所属の方が委員会に所属できるというのは、大きなメリットではないかというふうに考えます。説得力ある話じゃないでしょうか。

○委員長 共産党さん、どうぞ。

○渡部 予算の場合は特に、決算と違いますから、意見の取りまとめってありません。今非常に矛盾だなと思うのは、無所属の人も参加できるからいいんじゃない、それはいいと思います。ただ、意見要望については、それは今後その合意ができれば、無所属の方も意見要望を出せるということはあるかなと思います。実際にその特別委員会をつくって行って、会派で構成していても、無所属の方も審査に参加できるという議会もあります。それは保障しているんですね。無所属の方もはいと言って発言できるという議会もありますので、その辺はもっとその柔軟に、いろんな方の意見が入ったほうがいいし、せっかくその無所属の方も常任委員会で議論できる、だけど意見は出せないというのは、ちょっとおかしなやっぱり話で、そうしたらそれは今のところ、恐らく事務局は案だろうと思いますけれども、無所属の人の意見も保障するというか言えるようにするとかいうことがなければ、分割付託した意味というか、ちょっと半減ほどまではいかないけど、意味がちょっと薄れちゃうなというふうに思います。

○委員長 はい、どうぞ。

○後藤 ちょっと厳しいかもしれないですけど、無所属の方の意見もみんなで酌み取って案を提出したらどうですか、議運に。（「清風さんがちゃんとやるのね、全て」と呼ぶ者あり）うん、そういう気持ちでやりましょうよ、ぜひ。（「今まで酌み取ってきていない」と呼ぶ者あり）酌み取ってきたよ。

○中島 一つの……いいですか。

○委員長 はい、どうぞ。

○中島 この間のパワーハラスメントのああいって経過も含めて、やはり無所属の方をしっかりと……意見を聞くというそういった姿勢は、私はこの間の条例制定においてとても大きな、大事な視点だというふうに感じたところもありますので、今

回もそれを踏まえた上で、やはり無所属の方を、少ない範囲かも分からないですけども、一步踏み込んだ、今回のその1で取り込むというのは、とても大事な一歩じゃないかと、そのように感じます。

○委員長 どうぞ。

○松本 会派の中でそれぞれ議論をして持ち寄って、それで今ここで意見変えるということがなかなか難しいかと思えます。その2でいいですなんてなかなか言いにくいと思えますので、それは違うは違うで仕方のないことで、ただ結論を得なければいけませんので、議事の進行をお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

皆さんの意見はそれぞれ分かれてしましまして、これは前回お話しさせていただきましたように、9月の第3回定例会の中で決着をつけたいということでは合意しているということですので、どうでしょう、私のその委員長の案としては、先ほどちょっと御指摘もありましたが、試行はあまり好ましくないとおっしゃったんですが、取りあえず数としては、どちらかというとな案1のほうが多いと考えていますので、今年度は案1でやってみて、もしそこで不具合が出れば、また翌年度もしっかり検討を継続するという方向で実施していきたいと思えますが、これで御了承いただけないでしょうか。（「了承はしませんが、多数決採ったらそっちが多いからしょうがない」と呼ぶ者あり）

それではこれは、じゃしたがいまして、継続して検討するという条件つきで、今年度は案1で、その1でやらせていただきたいと思います。

---

○委員長 次に、柏市議会議員請負状況公表条例についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 資料2でございます。こちらが前回の議運で御説明いたしました、市議会議員の請負の状況の公表に関する条例案になります。全国市議会議長会が示した条例案と基本的には違いがございません。第1条は、目的についてでございます。請負の状況と透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としています。

第2条は、議長に報告する時期と事項について定めております。また、第2項では報告を訂正する必要がある場合は、議長に届けなくてはならない旨が定められております。

第3条は、報告があった場合に、その一覧の作成と公表しなければならない旨が定められております。

第4条は、報告の保存と閲覧について定めています。報告の保存については、当該報告をすべき期限の翌日から起算して4年としてございます。これは、当該議員が議員になった初年度に請負をした場合、少なくとも議員である間は保存をしておくべきという考えに基づき4年といたしました。また、第2項では、誰であっても議長に対し保存されている報告及び訂正の閲覧または写しの交付を請求することが

できる旨が定められております。

第5条では、この条例の施行に関して必要な事項は議長が定めるとしてございます。

本日の議運で条例案をお示ししてございますので、案に対して御意見がある場合は質疑並びに一般質問最終日の議運でいただければと考えてございます。以上でございます。

○委員長 特段の意見がある場合は、15日の議運のときに持ってきていただきます。そのときになれば、この案のとおりで進めるという方向でいきたいと思っております。

---

○委員長 ここで議長より御発言がございます。

○議長 本日はお疲れのところ、臨時の議会運営委員会ということで御協議をいただき、ありがとうございました。

さて、4月、5月に実施されました常任委員会の行政視察に関連して、この場をお借りしてお伝えしたいことがございます。

まず、今回は約3年ぶりの行政視察ということで、またタブレット端末を導入してから初めての視察でもあり、その効果の検証という意味でも有意義なものとしていただけたのではないかと考えております。

しかしながら、一方で私のところに、視察終了後の深夜にある議員がホテルのフロントを通じた電話で飲酒の誘いをしてきたという報告がございました。その後、確認したところ、同様の電話を受けたのは視察に参加していた議員だけでなく、執行部の職員や事務局職員にも及んでおりました。あくまでも視察は公務出張であることから、視察の時間外であっても節度ある行動が求められます。また、例えば深夜の飲酒など、その後の視察に影響が出てしまうような行為については慎んでいただくとともに、今回報告のあったような緊急性のない深夜の電話などは、受け止め方によってはハラスメントとして受け止められることもある行動でございますので、厳に慎んでいただくよう併せてお願い申し上げます。

また、今年度は後期の視察も予定されておりますので、今後の視察の在り方についてはこの議会運営委員会だけでなく、各常任委員会においても機会を捉えて御検討いただければと、このように思います。

もう一件、別件ではございますが、視察を欠席したいという申出が何人かの方から事務局にございました。行政視察は、本会議等と同様に公務となります。そのため、疾病、看護などのやむを得ない事由で欠席する場合には、その理由を付していただいた上で委員長に欠席届を提出していただくことが会議規則で規定されておりますので、改めて御確認をお願い申し上げます。

もう一点、行政視察とは別件ではございますが、昨日から質疑並びに一般質問が始まりました。本日臨時の議会運営委員会ということで機会がございましたので、改めて確認の意味もあり、お話をさせていただきます。

今定例会でも、議場において居眠りをしていると誤解されるようなことのないよ

う、いま一度お願いするものです。体調等が優れず、薬等を服用してやむを得ない場合は、その際は一時離席をしていただき、体調の回復に努めていただくということも結構でございますので、月曜日からまた本会議が続きます。市民の皆様から誤解を受けることのないよう、各会派の皆様に変更してお伝えいただければと思います。よろしくお願いたします。私からは以上です。

○委員長 ただいま議長からの御発言について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、さよう御承知おき願います。

---

○委員長 次回は15日、質疑並びに一般質問最終日、本会議終了後に開く予定であります。

---

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 4時20分閉会